# 令和３年　東川町議会　第３回定例会　会議録

１．招集年月日　　令和３年９月 10 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　議　　令和３年９月 10 日　　午前 09 時 30 分
４．閉　　会　　令和３年９月 10 日　　午前 10 時 02 分
５．会　　期　　４日間
６．応 招 議 員

| | |
|---|---|
| １番　杉　本　岳　大 | ２番　山　家　祥　幸 |
| ３番　飯　塚　達　央 | ４番　薦　田　敏　次 |
| ５番　能　登　暢　吉 | ６番　畑　中　雅　晴 |
| ７番　藤　倉　智恵子 | ８番　安　原　芳　博 |
| ９番　正　満　正　義 | 10 番　鈴　木　哉　美 |
| 11 番　鶴　間　松　彦 | 12 番　高　橋　昭　典 |

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第１２１条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　長 | 松　岡　市　郎 | 旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長 | 三　島　光　博 |
| 副　町　長 | 平　田　章　洋 | 農地整備課長 | 中　山　善　敬 |
| 副　町　長 | 市　川　直　樹 | 都市建設課長 | 矢ノ目　俊　之 |
| 教　育　長 | 杉　山　昌　次 | 診療所事務長 | 金　山　裕　之 |
| 会計管理者 | 西　原　　香 | 農業委員会会長 | 津　谷　俊　弘 |
| 企画総務課長 | 窪　田　昭　仁 | 農業委員会事務局長 | 北　口　由美子 |
| 保健福祉課長 | 佐々木　英　樹 | 学校教育課長 | 佐　藤　文　泰 |
| 文化交流課長 | 藤　井　貴　慎 | 生涯学習推進課長 | 佐々木　貴　行 |
| 東川スタイル課長 | 高　石　大　地 | 子ども未来課長 | 藤　川　裕　充 |
| 写真の町課長 | 竹　田　慶　介 | 代表監査委員 | 安　井　繁　光 |
| 税務定住課長 | 吉　原　敬　晴 | 選挙管理委員会委員長 | 西　川　宗　孝 |
| 産業振興課長 | 菊　地　　伸 | | |

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　柳澤　奨一郎
12.町長提出議案の題目
議案第１号　令和２年度 東川町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第２号　令和２年度 東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第３号　令和２年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 10 号　東川町教育委員会委員の任命について
13．議員提出議案の題目
意見書案第1号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
意見書案第2号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について
意見書案第3号　「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書について
意見書案第4号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

調査報告第1号　地域おこし協力隊について（総務文教常任委員会）
調査報告第2号　東川町におけるコロナ経済対策について（産業建設常任委員会）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。

５番　能登暢吉議員、６番　畑中雅晴議員。

○開　　議

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、令和３年東川町議会第３回定例会は成立しますので、開会します。<br>これより直ちに本日の会議を開きます。 |

○議事日程の報告

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。<br>議事日程に従い議事を進めます。 |

○日程第１　議案第１号

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第１「議案第１号　令和２年度 東川町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。<br>提案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。<br>最初に、歳出全款一括して質疑に入ります。<br>３番、飯塚達央君。 |
| ３番（飯塚達央君） | ３番、飯塚です。<br>コロナ禍で日本語学校の留学生が入学できなくなったということで、校納金が約6,000万円ほど減っているというふうに伺っております。<br>そこで、歳入歳出決算書の66頁辺りに日本語学校の運営、或いはせんとぴゅあⅠ・Ⅱの管理運営事業の歳出にどれほどの影響が出たのかというところをお尋ねいたします。 |
| 議長（高橋昭典君） | 文化交流課長、藤井貴慎君。 |
| 文化交流課長（藤井貴慎君） | ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。<br>今年の日本語学校の校納金につきましては57,776千円ということになってございますが、これを財源に事業を行いました日本語学校運営事業につきましては12,538千円、せんとぴゅあⅠ・Ⅱの運営事業費につきましては18,653千円ということで、合計いたしまして31,191千円ということで、この校納金の範囲の中に収まっておりまして、今年度については留学生等の減少はありましたが、こちらの運営には影響がなかったと認識をしております。 |
| 議長（高橋昭典君） | 他に質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)<br>これをもって質疑を終結します。<br>次に、歳入全款一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)<br>質疑なしと認めます。<br>討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)<br>討論なしと認めます。<br>議案第１号について採決いたします。<br>本案は、原案の通り認定することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)<br>異議なしと認めます。<br>よって、「議案第１号　令和２年度 東川町一般会計歳入歳出決算に |

ついて」は、原案のとおり認定されました。

○日程第２　議案第２号

議長（高橋昭典君）　日程第２「議案第２号　令和２年度 東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
歳入、歳出全款一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り認定することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第２号　令和２年度 東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

○日程第３　議案第３号

議長（高橋昭典君）　日程第３「議案第３号　令和２年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
歳入、歳出全款一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り認定することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第３号　令和２年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

○日程第４　議案第９号

議長（高橋昭典君）　日程第４「議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
ただいま提案となりました議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案させていただきます。
下記の者を、東川町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第３項の規定に基づき、議会の同意を求める。
記
住所　[redacted]
氏名　髙橋重敏
生年月日　[redacted]であります。
提案理由でございますが、東川町固定資産評価審査委員会委員　髙橋重敏氏は、令和３年９月 26 日付をもって任期満了となるためでござい

ます。
　どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。
　本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
　採決は、起立採決とします。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（全員起立。）
　起立全員であります。
　よって、「議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

**○日程第５　議案第 10 号**

議長（高橋昭典君）　日程第５「議案第 10 号　東川町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
　提案理由と議案の説明を求めます。
　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
　議案第 10 号　東川町教育委員会委員の任命について提案をさせていただきます。
　下記の者を、東川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。
　記
　住所　[redacted]
　氏名　及川めぐみ
　生年月日　[redacted]であります。
　提案理由でありますが、東川町教育委員会委員　及川めぐみ氏は、令和３年 11 月４日付をもって任期満了となるためであります。
　どうぞよろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。
　本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
　採決は、起立採決とします。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（全員起立。）
　起立全員であります。
　よって、「議案第 10 号　東川町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することに決しました。

**○日程第６～７　意見書案第１～２号**

議長（高橋　次に、日程第６「意見書案第１号」から日程第７「意見書案第２号」

昭典君）

については、提出者が同一者でありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、議案の趣旨説明を求めます。
６番、畑中雅晴君。

６番（畑中雅晴君）

（登壇）
意見書案第１号及び第２号について、提案理由と説明を行いたいと思います。
意見書案第１号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について。
藤倉智恵子議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。
意見書前文を省かせていただき、記より読ませていただきます。
記
１　森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
２　森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ＩＣＴ等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。
ご審議の上、ご決定いただければ、高橋議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣に送付させていただきます。

続きまして、意見書案第２号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について。
同じく、藤倉智恵子議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第 14 条の規定により提出します。
こちらも前文を省かさせていただきます。
１　道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
２　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
３　新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定２車線区間の４車線化といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
４　国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
５　冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興

に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
６　泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
７　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。
ご審議の上、ご決定いただければ、高橋議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣に送付させていただきます。
以上です。

議長（高橋昭典君）　これより、意見書案第１号について質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
意見書案第１号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第１号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第２号について質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
意見書案第２号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第８～９　意見書案第３～４号

議長（高橋昭典君）　次に、日程第８「意見書案第３号」から日程第９「意見書案第４号」については、提出者が同一者でありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、議案の趣旨説明を求めます。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　（登壇）
意見書案第３号及び第４号について、提案理由と説明を行いたいと思います。

はじめに、意見書案第３号　「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書について。
畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。
意見書前文を省かせていただき、記より朗読させていただきます。
記
１．国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。
ご審議の上、ご決定いただければ、高橋議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に送付させていただきます。

続きまして、意見書案第４号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について。
同じく、畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第 14 条の規定により提出します。
前文を省かさせていただき、記より朗読させていただきます。
１．令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
２．固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
３．令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。
４．令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
５．炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。
ご審議の上、ご決定いただければ、高橋議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に送付させていただきます。
以上です。

議長（高橋昭典君）　これより、意見書案第３号について質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。

意見書案第３号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第３号　「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第４号について質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
意見書案第４号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第４号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

**○日程第 10　調査報告第１号**

議長（高橋昭典君）　日程第 10「調査報告第１号　地域おこし協力隊について」を議題とします。
調査を行った総務文教常任委員長より、報告を求めます。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　（登壇）
調査報告第１号
所管事務調査報告について
総務文教常任委員会は、閉会中において所管事務調査を次のとおり実施したので会議規則第 77 条の規定により報告します。
所管事務調査報告書
１．実施日時　令和３年７月７日（火）13：30～15：00
２．調査事項
1)　地域おこし協力隊について
・地域おこし協力隊制度の概要について
・令和３年度本町地域おこし協力隊の仕事内容・条件について
・協力隊支援について
・退任後の動向（起業、居住）について
３．出席委員　藤倉委員長、飯塚副委員長、山家、薦田、正満、鶴間各委員
４．欠席委員　なし
５．委員外出席　高橋議長
６．説明のための出席　窪田企画総務課長、小西室長、越高室長
７．職務のための出席　本多事務局長
８．調査の経過と結果は省略させていただきます。
９．調査の意見のみ朗読させていただきます。
本町では、町営の日本語学校の教師、観光 PR の推進・アウトドアガ

イド・産業発展推進・移住定住の PR・イベント企画など様々な分野で隊員が活動されているが、委嘱方法が二通り（雇用関係の有無）あるので、委嘱方法の違いによって隊員間の活動内容と報酬等のバランスに不公平感や疑念が出ないよう取組まれたい。

また、地域おこし協力隊員の各々の活動方針などの情報を広報誌などで町民にもお知らせして、町民と隊員とのコミュニケーションが図られるよう隊員が活動しやすい環境を整え、今後の定住率増加にも効果があがるよう配慮することが大切である。

協力隊は、これまでの町になかった業務や取り組みを可能にするようなスキルを持ち込み、町の賑わい、新たな可能性を発掘してくれていると考える。今後の更なる活躍を期待するとともに、積極的な活用を図っていただきたい。

以上であります。

議長（高橋昭典君）　本件は報告済みとします。

**○日程第 11　調査報告第２号**

議長（高橋昭典君）　日程第 11「調査報告第２号　東川町におけるコロナ経済対策について」を議題とします。

調査を行った産業建設常任委員長より、報告を求めます。

６番、畑中雅晴君。

６番（畑中雅晴君）　（登壇）

調査報告第２号

所管事務調査報告について

本委員会は、閉会中において所管事務調査を次のとおり実施したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

実施日時　令和３年８月６日

調査事項は東川町におけるコロナ経済対策についてであります。

調査の経過と結果はご覧の通りです。

調査の意見

企業融資に対する保証料・利子補給支援事業では、令和１～２年で 116 件の利用があり、RESAS による 2016 年の町内企業数が 279 社であることからすると、半数近くの企業の利用があったことになるものと思われる。地場産業回復チャレンジ事業では 217 件の利用、各種相談や申請支援の窓口事業では 144 件の相談、のべ 43 件の申請支援とのことである。これらの対策により、倒産・廃業の防止につながったのではないかと考える。HUC カードを活用した消費拡大支援事業は、商品券を印刷したり郵送したりという経費が不要な点で大変有効であるが、町内中心部の利用し易い店舗に集中しがちな点や、HUC 非加盟店の支援が難しい点で、課題が残る。

しごとコンビニや親子パクパクチケットと連携した出前イーツなどの取り組みは、売上という面での費用対効果以外に、緊急事態宣言による雇用や精神的なストレスに対する効果や、新規顧客開拓につながる効果もあり、数字として表れない部分でも、飲食店・利用者・しごとコンビニでの労働者それぞれに好影響を与えた。

緊急的な経済対策については、数字での事業効果測定が難しいものも

あるので、評価方法についても、検討が必要である。令和３年度分については、現在実施中のもの、今後実施予定のもの合わせて 13 事業、96,000 千円がある。主にポストコロナ対策となっているが、現在の新型コロナウイルス感染症第５波の拡大状況によっては、予定通り実施できないものもありえるので、必要に応じて事業を見直すなど柔軟に対応されたい。
以上でございます。

議長（高橋昭典君）　本件は報告済みとします。

**○日程第 12～14　閉会中の所管事務等の調査の申し出**

議長（高橋昭典君）　次に、日程第 12 から日程第 14 までは、各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等の調査の申し出であります。
これを一括議題とします。
申し出の内容は、各委員長から会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付されている申出書のとおりです。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに決しました。

**○閉　　会**

議長（高橋昭典君）　これで、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
以上をもって、令和３年東川町議会第３回定例会を閉会いたします。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　能登　暢吉

会議録署名議員　　畑中　雅晴